

# 託送供給関連情報取扱規程

平成29年4月1日

**京葉ガス株式会社**

(定義)

第1条 この規程において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 託送供給依頼者

ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために当社と託送供給契約を締結する方(受入検討又は供給検討の申し込みをする方を含む。)をいう。

(2) 託送供給関連業務

託送供給の業務及びこれに関連する業務で別紙1に示す業務をいう。

(3) 託送供給関連業務部門

当社において託送供給関連業務を行う部門で別紙1に示す部門をいう。

(4) 託送供給関連情報

託送供給関連業務で取り扱う託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報をいう。

(5) 小売部門

当社又は当社関連企業において、一般の需要に応じガスの小売営業の業務を行う部門をいう。

(6) 製造部門

ガス事業法に規定されるガス製造事業に該当する場合以外に、当社において熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備に係る業務を行う部門を含めていう。

(目的及び適用範囲)

第2条 この規程は、ガス事業法第54条第1項に規定されるガス導管事業者に課される禁止行為を防止するため、託送供給関連業務部門において、託送供給関連業務に従事する者あるいはその職にあった者が業務上知り得た託送供給関連情報の取り扱いに関して基本的な事項を定め、小売部門又は製造部門の事業活動に託送供給関連情報が不当に利用されることのないよう、適切な情報管理が行われることを目的とするものである。

2 この規程は、前項の目的を達成するため託送供給関連業務部門のみならず、広く託送供給関連情報に係る職員(役員、業務の委託会社等を含む)に対して適用される行動規範として遵守されるべきものとして定める。

(管理体制及び情報管理責任者)

第3条 この規程の遵守状況に係る管理責任者を「託送供給関連情報管理責任者」とし、託送供給関連業務部門の長である供給本部長をあてる。

2 託送供給関連業務部門は、託送供給に関する情報連絡及び受付窓口として「託送受付センター」を運営し、その任にあたる。

3 託送供給関連業務部門は、小売部門と建物またはフロア配置を明確に区分する。

4 託送供給関連業務部門が、小売部門又は製造部門の業務を兼務することは避けなければならない。ただし、連携しておこなう必要のある以下の場合にはこの限りでない。

- (1) 事故・災害等の措置に必要な場合
- (2) 導管ネットワーク及びガス製造に必要な設備の安定的な運用を維持するため、ガス供給業務と製造部門の業務とを連携させて行う場合
- (3) その他、ガス供給業務の運営に過度の硬直化・非効率化を招かないために必要な場合

(託送供給関連情報の取扱い)

第4条 次条に定める託送供給関連情報は、以下により取り扱う。

- (1) 託送供給関連情報の記載のある文書及びデータは、当社が定める情報保護の管理及び情報システムの利用等に係る各規程を準用して適切に保管し、また情報開示範囲の制限等により部門間の伝達及び共有を管理すること。
- (2) 託送供給関連情報を託送供給関連部門以外に業務上伝達せざるを得ない場合は、当該業務上特定する必要のない情報は符号化する等の対応をとること。

(対象情報)

第5条 小売部門に従事する者が知り得た場合に、当該従事者の行動に影響を及ぼし得ると考えられる託送供給関連情報をこの規程による管理の対象とし、以下の各号による。

- (1) 託送供給依頼者のガス供給源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）の状況
  - ① ガス供給源の接続予定地点、稼動（又は供給）開始予定時期
  - ② ガスの製造方式、製造設備の仕様及び原料調達、又はガスの調達計画
  - ③ ガスの性状と圧力
- (2) 託送供給依頼者のガス供給条件等
  - ① 託送によるガス供給の状況（託送ガス量、インバランス量、事故状況等）
  - ② 供給予備力
  - ③ 保安体制及び組織
- (3) 託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等
  - ① 需要動向（最大流量倍率、個別の需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）
  - ② 需要実績（最大ガス量、ガス流量変動履歴）
  - ③ 託送の状況（託送供給ガス量）

(小売部門の業務に従事する者による託送供給関連情報利用の禁止)

第6条 小売部門に従事する者は、託送供給関連情報を知り得た場合においても、当該情報を以下の各号のような目的に利用し、又は提供してはならない。その他の部門の者についても同様に、小売部門や製造部門の事業活動に不当に利用してはならない。

- (1) 託送供給依頼者の経営状況の把握
- (2) 託送供給依頼者に対抗したガス供給の提案
- (3) 託送供給依頼者の特定の需要家を特に対象とした営業活動
- (4) 託送供給依頼者の需要家を当社又は当社の関係事業者へ転換させ、又は託送供給依頼者の契約変更を阻止する等のために利用すること

(託送供給関連業務部門に従事した者の異動の禁止)

第7条 別紙1に定める託送供給関連業務部門に従事した者を、小売部門へ直接異動してはならない。  
また、当該小売部門以外の部門への異動から3年を経過しなければ、当該小売部門へ異動してはならない。

付 則

・この規程は、平成29年 4月 1日から実施する。

制 定 平成16年 4月 1日

改 正 平成24年12月10日

最終改正 平成29年 3月21日

・経過措置

従前の託送供給関連業務従事者の大口供給等営業部門への異動に係る規定は、小売部門への異動と読み替えて、平成32年3月31日まで措置するものとする。

(別紙1)

「託送供給関連業務と託送供給関連業務部門」(第1条 第2号、第3号 関係)

託送供給関連業務	託送供給関連業務部門
① 託送供給関連業務の総括	供給企画部長
② 託送供給に係る管理業務 (託送受付センターの運用、契約管理、予算管理、 託送に係る庶務等)	供給企画部 供給企画グループ
③ 導管の整備計画、供給検討	ネットワーク保全部 ネットワーク整備グループ
④ ガス受入・供給設備に係る検討、工事、及び 供給(調整)指令	ネットワーク保全部 供給管理センター 受入設備グループ
	ネットワーク保全部 供給管理センター 供給制御グループ (整圧器チーム及び千葉監視チームを除く)
⑤ 導管の設計	導管建設部 設計協議グループ
⑥ 導管の建設	導管建設部 建設グループ

\* 上記によるほか、臨時に業務に従事する者も含む。